

令和5年度 吉備高原学園高等学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校は「全寮制による全人教育」を建学の精神に掲げている。全国から集まった仲間が寝食を共にし、6人部屋での共同生活を通じて「自立・創造・友情」の精神を育むことを目標とする教育環境は、いじめ阻止に有効な「居場所づくり」と「絆づくり」という側面において、好条件を備えていると考えられる。また、教員が寮の舎監を兼ね、学習と生活の両面から生徒をサポートする体制は信頼関係を強固なものにさせることを可能にしている。したがって、例年、いじめや嫌がらせは早期に発見、対応ができ、深刻化するケースは起こっていない。しかしながら昨今は、スマホ使用率の増加からネット上での誹謗・中傷する行為が増えており、情報機器に関するリテラシーの育成が喫緊の課題とされる。

いじめ問題への基本的な考え方

- 「いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為である。」という考えのもと、教職員・生徒が一丸となり「いじめのない学校づくり」を目指し、努力を継続していく最重要事項と考える。
- いじめや差別はいつの時代にも、どの場所にも発生していることを再認識し、「いじめが発生しにくい環境かどうか」を常に点検する。
- 生徒自身にいじめを「しない・させない・見過ごさない」といった当該者意識を持たせ、主体的に改善しようとする力を育成する。
- 「防止」「早期発見」「対処」を明確に区分し、適切かつ迅速に実践がなされるシステムを作り上げ、全教職員が徹底する。

保護者・地域との連携	学校・いじめ防止対策委員会	関係諸機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○平素より保護者との関係を密にし、常に細かな情報交換が行われるように留意する。 ○いじめが発生した場合は、双方の親に連絡し、細かな状況を伝えていく。特に被害者側保護者の心情に寄り添い、慎重に対応する。 ○保護者会や学年便り・生徒指導通信を利用し、情報を公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 構成メンバーは校長、事務局長、生徒部長、生徒指導課長、各学年主任、カウンセラーとする。なお、必要に応じ該当担任をメンバーに加える。 主な活動は、基本方針に基づく取り組みの実施、検証、修正、相談・通報窓口、事実関係の掌握、対応方針の決定、保護者との連携、等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署、児童相談所、法務局と連携を密にし、指導を仰ぐ。 ○深刻ないじめに関しては、法律にもとづき、所轄庁、警察へ報告する。 ○岡山北警察署に「心と命の教育活動」を依頼し、非行防止や情報モラルについての学習活動を展開する。

学校が実施する取組

① 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で常に「人の身になって考える」姿勢を迫及する。「他人への思いやりの大切さ」を意識し、指導する。 ○学校行事だけでなく、本校独自の寮行事への主体的な活動をとおり、適切な「絆づくり」ができるように支援する。 ○「わかる授業」を意識し、授業を大切にす。本校独自の専門コースでは特に自己肯定感を高められるように心掛ける。 ○「いじめについて」「道徳」「情報モラル」「人権について」を題材にしたLHRを実施する。 ○外部講師を招いた講演会や校外での体験学習など、健全な成長を促進させる取り組みを積極的に取り入れる。 ○生徒会がアンケート調査をもとに新聞を作成し、いじめ防止活動に主体的に取り組む。
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"> ○SHRや寮の点呼で生徒の様子を細かく観察する。 ○教職員が生徒とできるだけ行動を共にする。昼食を食堂で一緒にとるなど工夫し、生徒の人間関係を把握しようと努める。 ○いじめ通報の窓口については、事前に生徒に周知し、担任、宿直教員、カウンセラー等、身近な教職員に相談できる環境づくりに取り組む。 ○いじめが疑われる言動、アンケート・教育相談・スクールカウンセラー、保護者の訴え、並びに該当生徒からの訴えには、真摯に傾聴し、些細な兆候にも気を配る。 ○「高校生活の充実と健康に関するアンケート」を実施する。その中にいじめの有無を盛り込む。 ○平素から教育相談に時間と手間を費やす。ささいなことでも常に教員に相談できる雰囲気づくりを行う。 ○保護者との連絡を密にし、情報交換を絶えず行う。
③ 対 処	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの通報・発見がされた場合は、複数教員で速やかに、当事者および第者的立場の生徒から詳細を確認する。 ○双方の保護者に連絡し、聞きとりの内容を早期から段階を追って報告する。 ○いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ○関係諸機関と連絡を密にし、指示を仰ぐ。法律を犯す行為については、所轄庁、警察へ連絡する。 ○いじめにあった生徒が、安心して学校・寮生活に取り組めるように、SCと連携し、万全のサポート体制で支援する。